

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可..... (土地改良指導課)	1
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	1
○漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定の一部改正..... (水産経営課)	1
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	1
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	2

告 示

北海道告示第487号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年5月6日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成16. 4.20	由仁土地改良区
同 16. 4.21	北海土地改良区
同 16. 4.22	長沼土地改良区

北海道告示第488号

道営土地改良（豊栄地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕〔農道、区画整理、暗きょ、土層改良、〕）事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成16年5月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年5月6日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第489号

昭和55年北海道告示第2号（漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定）の一部を次

のように改正する。

平成16年5月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1 法第112条第2項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表余市加入区の項の次に次の1項を加える。

積丹・美国・古平加入区 積丹郡積丹町及び古平郡古平町一円

1 法第112条第2項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表古平加入区、美国加入区及び積丹加入区の項を削る。

1 法第112条第2項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表知内加入区、木古内加入区、上磯はまなす加入区及び上磯加入区の項を削る。

1 法第112条第2項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表戸井町加入区の項中「亀田郡戸井町のうち字弁才町、字泊町、字館町、字浜町、字二見町及び字原木町を除く区域」を「亀田郡戸井町一円」に改める。

1 法第112条第2項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表東戸井加入区の項を削る。

1 法第112条第2項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表室蘭加入区の項の次に次の1項を加える。

いぶり中央加入区 登別市及び白老郡白老町一円

1 法第112条第2項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表登別加入区及び虎杖浜加入区の項を削る。

2 法第112条第2項ただし書きの規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表奥尻加入区の項の次に次の4項を加える。

知内加入区 上磯郡知内町一円

木古内加入区 上磯郡木古内町一円

上磯はまなす加入区 上磯郡上磯町のうち字当別、字三ツ石、字矢不来及び字茂辺地の区域

上磯加入区 上磯郡上磯町のうち字七重浜町、字追分、字東浜町、字会所町、字本町、字谷好町、字館野、字富川町及び字新浜町の区域

2 法第112条第2項ただし書きの規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表白老加入区の項を削る。

北海道告示第490号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

4月23日～6月30日は「ハルニチ」の特別推進期間です。

平成16年5月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 古宇郡泊村大字興志内村22、60、104、198の11、字梅田
沢73、199の1、270
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道後志支庁経済部林務課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第491号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年5月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 野付郡別海町美原67の20(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 標津郡中標津町字養老牛441(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)